

# 新篠津村国民保護計画

平成31年3月

新 篠 津 村



# 目 次

第1編	総 論	1
第1章	新篠津村の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1	村の責務及び新篠津村国民保護計画の位置づけ	1
2	村国民保護計画の構成	1
3	村国民保護計画の見直し、変更手続	2
第2章	国民保護措置に関する基本方針	3
第3章	関係機関の事務又は業務の大綱等	5
第4章	村の地理的、社会的特徴	8
第5章	村国民保護計画が対象とする事態	12
1	武力攻撃事態	12
2	緊急処理事態	12
第2編	平素からの備えや予防	13
第1章	組織・体制の整備等	13
第1	村における組織・体制の整備	13
1	村の各課室における平素の業務	13
2	村職員の参集基準等	14
3	消防機関の体制	16
4	国民の権利利益の救済に係る手続等	16
第2	関係機関との連携体制の整備	17
1	基本的考え方	17
2	道との連携	18
3	近接市町村との連携	18
4	指定公共機関等との連携	19
5	ボランティア団体等に対する支援	19
第3	通信の確保	20
第4	情報収集・提供等の体制整備	20
1	基本的考え方	20
2	警報等の伝達に必要な準備	21
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	22

4	被災情報の収集・報告に必要な準備	24
第5	研修及び訓練	24
1	研修	25
2	訓練	25
第2章	避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	27
1	避難に関する基本的事項	27
2	避難実施要領のパターンの作成	28
3	救援に関する基本的事項	28
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	29
5	避難施設の指定への協力	29
6	生活関連等施設の把握等	29
第3章	物資及び資材の備蓄、整備	31
1	村における備蓄	31
2	村が管理する施設及び設備の整備及び点検等	31
第4章	国民保護に関する啓発	33
1	国民保護措置に関する啓発	33
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	33
第3編	武力攻撃事態等への対処	34
第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	34
1	事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置	34
2	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	36
第2章	村対策本部の設置等	37
1	村対策本部の設置	37
2	通信の確保	42
第3章	関係機関相互の連携	43
1	国・道の対策本部との連携	43
2	知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	43
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	44
4	他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	44
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	45
6	村の行う応援等	45
7	ボランティア団体等に対する支援等	46

8	住民への協力要請	46
第4章	警報及び避難の指示等	47
第1	警報の伝達等	47
1	警報の内容の伝達等	47
2	警報の内容の伝達方法	48
3	緊急通報の伝達及び通知	49
第2	避難住民の誘導等	50
1	避難の指示の通知・伝達	50
2	避難実施要領の策定	51
3	避難住民の誘導	53
4	避難の方法	56
第5章	救援	59
1	救援の実施	59
2	関係機関との連携	60
3	救援の内容	60
4	医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項	64
5	救援の際の物資の売渡し要請等	64
第6章	安否情報の収集・提供	66
1	安否情報システムの利用	66
2	安否情報の収集	66
3	道に対する報告	67
4	安否情報の照会に対する回答	67
5	日本赤十字社に対する協力	68
第7章	武力攻撃災害への対処	69
第1	武力攻撃災害への対処	69
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	69
2	武力攻撃災害の兆候の通報	69
第2	応急措置等	70
1	退避の指示	70
2	警戒区域の設定	71
3	応急公用負担等	72
4	消防に関する措置等	73
第3	生活関連等施設における災害への対処等	75

1	生活関連等施設の安全確保	75
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	75
第4	NBC攻撃による災害への対処等	77
1	NBC攻撃による災害への対処	77
第8章	被災情報の収集及び報告	80
第9章	保健衛生の確保その他の措置	81
1	保健衛生の確保	81
2	廃棄物の処理	82
第10章	国民生活の安定に関する措置	83
1	生活関連物資等の価格安定	83
2	避難住民等の生活安定等	83
3	生活基盤等の確保	83
第11章	特殊標章等の交付及び管理	84
第4編	復旧等	86
第1章	応急の復旧	86
1	基本的考え方	86
2	公共的施設の応急の復旧	86
第2章	武力攻撃災害の復旧	87
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	88
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	88
2	損失補償及び損害補償	88
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	88
第5編	緊急対処事態への対処	89
1	緊急対処事態	89
2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	89

※本文中、「副村長」とあるのは、平成19年3月31日までは「助役」と読み替える。